富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１９号）新旧対照表

新	旧
（受給資格等の確認） 第８条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、支給認定保護者の提示する支給認定証（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号）第７条第２項に規定する通知）によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第１９条第１項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量等を確認するものとする。 （特定教育・保育の取扱方針） 第１５条　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 （１）　（略） （２）　認定こども園（認定こども園法第３条第１項又は第３項の認定を受けた施設及び同条第１１項の規定による公示がされたものに限る。）　次号及び第４号に掲げる事項 （３）・（４）　（略） ２　（略）	（受給資格等の確認） 第８条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は＿＿＿＿＿、支給認定保護者の提示する支給認定証＿＿によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第１９条第１項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量等を確認するものとする。 （特定教育・保育の取扱方針） 第１５条　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 （１）　（略） （２）　認定こども園（認定こども園法第３条第１項又は第３項の認定を受けた施設及び同条第９項　の規定による公示がされたものに限る。）　次号及び第４号に掲げる事項 （３）・（４）　（略） ２　（略）